

人権施策における民間団体への対応について

1 方針

久喜市では、人権施策に関し、民間団体及びその上部団体が主催又は関係する話し合い、研修会、総会等の各種事業に丁寧かつ適切に対応し、実施してまいりました。

しかしながら、このままでは当該民間団体と人権施策を連携し、推進していくことは極めて困難であると言わざるを得ない状況が生じました。

このようなことから、民間団体への対応について検討を重ねた結果、あらゆる民間団体との関係を終了し、今後の人権行政を次のとおりとします。

2 今後の人権行政

(1) 民間団体への対応

あらゆる民間団体及びその上部団体が主催又は関係する話し合い、研修会、総会等一切の事業に対応しない。

民間団体に対する補助金の交付は令和6年3月31日をもって廃止する。

(2) 人権施策

埼玉葛郡市人権施策推進協議会及び人権施策推進会議・埼玉葛地区連絡会議の会長は辞任し、本日をもって同協議会及び同会議から脱退する。

埼玉葛人権施策推進事務研究会及び人権啓発推進埼玉葛実行委員会から本日をもって脱退する。

平成24年4月1日付けで締結した「同和問題に取り組む民間運動団体に対する埼玉葛郡市町統一対応基準」の協定書は本日をもって適用しない。

「第2次久喜市人権施策推進指針」及び「久喜市人権施策実施計画」は速やかに改正する。

「久喜市部落差別を解消するための行政の基本方針」及び「久喜市部落差別を解消するための同和教育の基本方針」は本日をもって廃止する。

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、「第2次久喜市総合振興計画」及び改正後の「第2次久喜市人権施策推進指針」等に基づき人権教育及び人権啓発の取り組みを推進する。

令和6年3月18日

久喜市長 梅田修一